

蒲郡市における空家等の対策に関する協定 締結式

令和2年11月13日（金）蒲郡市役所5階庁議室で行われた「空家等の対策に関する協定」締結式に会長代理として、山口隆資東三支部長、颯田直司会員とともに出席しました。

他には蒲郡信用金庫・豊川信用金庫・蒲郡市農業協同組合・愛知県弁護士会・公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会東三河支部・公益社団法人愛知県建築士会蒲郡支部・公益社団法人蒲郡市シルバー人材センターの7団体が同席しました。

蒲郡市は人口約8万人、世帯数約33,000戸の、三谷温泉・蒲郡温泉・形原温泉・西浦温泉・ラグーナテンボスがある観光都市です。当日は常任理事会のWeb会議があり、晴天でとても良い観光日和でしたが、締結式の往復だけでどこも立ち寄りませんでした。

さて、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が平成27年2月に施行され、県下市町村で対策・計画が策定されています。蒲郡市では総務部交通防犯課と建設部建築住宅課が中心となり、空家等対策協議会（調査士会：颯田直司委員）の意見を踏まえながら、施策方針を決定しているようです。

具体的には令和元年7月から令和11年3月まで約10年間を計画期間と定め、3つの目標指標を設定しています。

- ・空家等相談会の実施（1～2回/年）
- ・空家バンク成約件数（計画終了年度までに累積50戸成約）
- ・危険な空家等の物件数（50戸削減）

平成28年に行った実態調査では危険な空家等105戸、通常空家等581戸であったものが、令和2年9月現在それぞれ74戸、508戸と減少しており、市の取組が成果を上げているようです。

今回締結された協定の目的は、市内の空家等が管理不全にならないよう対策を進め、良好な生活環境の保全と安心安全なまちづくり推進に寄与することです。締結された協定のうち、【土地家屋調査士会の取り組む協定事項】は、以下の4項目です。

- （1）不動産の表示に関する登記、境界確認等に関する相談
- （2）市主催・共催する所有者等に対する空家等相談会への会員派遣

(3) 市作成のパンフレット等の配布による空家等適正管理に向けた啓発

(4) 空家等及び所有者等に関する情報提供（本人の承諾を得た場合）

協定事項が明記されていますので、会員の皆さまは、趣旨をご理解いただき、ご協力を
よろしくお願いいたします。

(副会長 服部修司)



服部副会長と鈴木寿明蒲郡市長